

対立色を強めたドイツ 2002 年協約運動

島崎 晴哉

はじめに

ドイツの労働協約運動（賃上げ交渉）はその年の上半期に集中するのが通例で、2002年の場合もそうであった。公共部門（約280万人が対象）の協約ラウンドが10月末から始まるのを別にすれば、ほとんどの大手部門はこの上半期に交渉を展開し、相前後して妥結の時期を迎えている（但し銀行業は例外で8月現在交渉はなお決裂状態にある。主要な争点は基本給部分を削減して一部業績給を導入しようとする使用者側提案にある）。

ところで02年の協約運動は、景気・労働市場の低迷を脱し切れない経済状況のもとで、9月には4年ぶりの連邦議会選挙を迎えるという前段でのそれであった。前年減少に向かうかにみえた失業は、年初以降ふたび増勢に転じ、過去3年で最高と言われる400万人の大台（率にして10%弱）を続けている。1998年秋に発足した現在のシュレーダー政権（社会民主党と90年連合・緑の党との連立）は、その任期中に失業者を350万人以下にすると公約してきたが、昨年11月にはそれを撤回しなければならなくなっていた。また景気指標についても01年の成長率は0.6%、本年は上半期にその改善が見込まれるとされたが、現状でのそれは政府筋によっても0.75%の予測にとどまっている。

労働協約運動は一方では言うまでもなく過去の清算をその内容とする。有効期限切れの協約の刷新を当然ながらその課題とする。02年の協約運動はこの課題との関わりでも特異な位置に立っていた。本稿はその協約運動の経過と結果

を追うことを主題とする。

1. 2000 年協約の負の遺産——控え目の賃金政策

02年に有効期限の切れる協約の大部分は2年前の2000年に妥結をみたそれであった。2年という協約の有効期限は、この国の協約運動にあっても異例に属する長さであった。またそれは、おしなべて自粛して控え目だと特徴づけられた賃上げを内容としていた。控え目で長期の協約の横並び、それは次のような経過によるものであった。

2000年の協約ラウンドは、それに先行した政・労・使3者の賃金政策に関する『共同声明』のしぼりのもとで進められた。『共同声明』とは、シュレーダー首相の主宰する政・労・使の代表者会議「雇用のための同盟」(Das Bündnis für Arbeit) が同年1月9日に公表したそれであった。

「雇用のための同盟」は制度としては現在も存続している。首相の呼びかけがあり、労使双方の合意があつて聞かれる機関であり、常設ではない。この制度はもともとは組合側の提案に由来するものであった。1995年11月に金属（産業）労組（IG Metall）のツヴィケル委員長は次のように提唱した。もし政府・使用者側が解雇なしに30万人の雇用創出を確約するのであれば、組合は次期の協約ラウンドでは物価上昇分に賃上げをとどめる用意がある、と。イギリス労働組合運動に見られた「社会契約」の言わばドイツ版の提起であるが、委員長はその誘導機関として政・労・使3者の「同盟」の設置を合わ

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

せ提案した。高度成長期に存続し、石油危機以後の失業増大の時期に解消した「協調行動」(Knoztertierte Aktion)の再版とみることもできよう。この提唱をナショナル・センターの「ドイツ労働総同盟」(DGB)も支持するところとなり、それは組合側の当面の主要な政策課題ともなった。

翌年の96年1月、折りからのコール政権(キリスト教民主同盟・同社会同盟[CDU/CSU]および自由民主党[FDP]の保守連立政権)は、組合側の提唱に応える形で「雇用と産業立地確保のための同盟」をスタートさせた。しかしこの「同盟」は同年4月に早くも破綻し、組合側は離脱した。政府がEUの通貨統合(99年1月目標)への地固めを意図して「財政緊縮計画」を強行し、雇用創出はおろか労働者の既得権までも大幅に削減する政策の踏み台にしたためであった。

98年9月の総選挙で16年に及んだコール政権与党が敗北し、SPD主導のシュレーダー政権が発足する。新しい政権下で「同盟」(正式には「雇用・職業訓練・競争力のための同盟」)も再建される。前述の『共同声明』はその第5回会議でまとめられたものであった。この『声明』の主旨は次の文面に明らかである。「同盟の参加者は、……直近の2000年協約ラウンドに向けて、雇用指向の、より長期的な協約政策を勧告する。その場合、生産性上昇によって可能となる分配幅は、雇用に有効な協約のために優先的に利用される」と。「より長期的な協約政策」とは有効期限の長い協約の締結を意味する。また上記文章の後段では分配幅として生産性上昇分を挙げているが、特徴的なのは物価上昇率への言及がない点である。付言すればこの生産性基準原理オンリーの立場は、協約交渉における使用者側の一貫した主張になって行く。「この合意(『共同声明』)での——引用者)は原則的な性格をもち満期の日付をもたない。つまり消費者物価は原則的に分配幅には入らない」。今年の協約交渉

で「金属経営者連盟」(Gesamtmittel)はこのように主張していた。

「協約自治」(Tarifautonomie)が日ごろ強調されるこの国で、『共同声明』はその自治を協約の交渉以前にしばることになった。2000年の協約運動は明らかに『声明』路線に従う結果となった。「経済・社会科学研究所月報」(WSI Mitteilungen、研究所はハンス・ベクラー[DGB初代議長]記念財団付置)6月号は、同年上半期の協約運動の中間総括で次のように述べていた。「協約運動の政策上の出発点は、『雇用のための同盟』での協議結果によって刻印された。

1月9日に同盟当事者たちは、直近の2000年協約ラウンドに対し、こと改めて雇用指向で長期の協約政策を勧告した声明に合意していた。……この合意は協約ラウンドの経過と結果に影響しなかった」。前年の3%を下回る賃上げ率、それも2段階の改定を予定し、したがって協約の有効期限は21ヵ月から25ヵ月に及ぶ近年にない長期のものが大半であった。さらにここで注目されるのは、金属・電機部門よりも遅れて協約交渉に入った化学部門(鉱山・化学・エネルギー労組、IG BCE)が、これまた異例にも妥結の先頭に立ったことである。化学労組はドイツ労働総同盟(DGB)傘下で、最も労資協調的と位置づけられてきた大組合である。

2. 「われわれの出番だ」——02年協約運動に向けて

02年の協約運動について述べる場合、その間に起こったドイツ労働戦線の1つの大きな変化にふれる必要がある。それは前年3月の「統一サービス産業労働組合」(略称VEL, DI ヴェルディ)の結成である。公称組合員は300万人、これまでの金属労組を抜いて世界最大の労組の出発であった。同労組の結成は既存の5組合の合同による。公務・運輸・交通労組(ÖTV)、商業・銀行・保険労組(HBV)、郵便労組(DPG)、メディア産業労組(IG Medien)、およびドイ

ツ職員労組 (DAG) がそれである。このうち DAG は1949年のDGBの創立以来、非加盟でナショナルセンターの扱いを受けてきた職能別組合であるが、他はDGBの傘下組合であった。合同によってDGBの傘下組合は一挙に11から8となった (創立時16、最高時17)。VEL、DI は02年の協約ラウンドに言わば初戦の威信をかけることになる。

さて協約ラウンドに向けた各組合の統一要求づくりの過程ではいくつかの屈折があった。1つは「雇用のための同盟」との関係である。政府および使用者側は『共同声明』の路線上での「同盟」の開催を望んだ。シュレーダー首相は、「同盟」が開かれないまでも、労使が協約政策の基本線で合意することの期待さえ表明した。組合側は2000年の場合と異なり、協約上の要求が固まらない前のトップ会談には応じられないとし、結局「同盟」は開かれないままであった。

統一要求づくりの討議は、金属労組を例にとれば、すでに01年の初頭から始められた。一般組合員の現行協約への不満と次期協約への期待がそこには反映していた。ツヴィケル委員長は「今こそわれわれの出番」(Jetzt sind wir dran.) とその気運を代弁し、「厳しい協約ラウンド」にもち込むことを予告した。

01年9月11日に突発したアメリカの同時多発テロは、政治・経済情勢の激動をこの国にもたらし、協約政策についてもその枠組の変更を迫るかにみえた。例えば金属 (経営者) 連盟は刻下の事態への対応として、補正条項をつけてではあるが、数年間にまたがって有効な協約の締結を提示してきた。2000年協約の路線の拡大延長である。組合執行部の中から2段階協約論が対案として示されたのはこの時であった。ツヴィケルは短期・暫定の第1段の協約に、その後期待できる好転した景気条件下での第2段の本格的協約をつなげる提案を行った。第1段は俗に「短距離ランナー」と名づけられた。この案には化学労組とDGBの主脳も同調した。シュモ

ルト化学労組委員長は第1段協約を「橋渡し労働協約」と呼んだ。しかし2段階協約論は、組合内の多数の異論によって実施に移されることはなかった。

2段階協約論とともに、同じ時期にツヴィケルは「2階建て賃金体系」を提起した。賃金の相当部分が経営レベルで決められる2段の賃金体系の可能性を打診するものであった。これは金属産業だけに限らない現在の広域労働協約 (Flächentarifvertrag) のかかえる問題点に踏みこんだ提案で、個別経営のその時どきの経済状況・収益力に照応する可変的な賃金制度の導入を示唆するものであった。金属について言えば、収益力の高い経営、とくに輸出産業として好調を続ける自動車産業 (ダイムラー・クライスラーやボルシェなど) の組合員・労働者にとって広域協約での一律要求は低すぎ、報われないとの不満が高まっていた (ダイムラーの事業所委員会議長はそれを「構造的フラストレーション」と表現した)。ツヴィケルの提案は広域協約では賃上げ幅を合意し、経営協定による可変的な決定の余地を残そうというものであった。提案は組合内での公然の論争となったが、協約の要求づくりには組みこまれないで終わった。

02年の「厳しい協約ラウンド」への取り組みが、9月の連邦議会選挙での現政権与党にマイナスの影響を与えないかとの意見も一部には出された。しかし現実の交渉過程が平穩裡に進まなかったことは後に見る通りである。

02年の協約ラウンドへの組合の準備は、こうして政府および使用者側の控え目で (moderat) 長期的な協約政策という前動続行の路線に対抗して行われた。景気と労働市場の低迷を前にして、多くの専門筋も控え目の協約を求めているが、中には組合寄りの論調を掲げるメディアも現れた。ここでは日刊紙「フランクフルター・ルントschau」(Frankfurter Rundschau) の場合を書きとめることにする。同紙は01年11月19日に『試練に立つ賃金政策』という署名入り

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

の論説を掲げている。「ドイツ経済はリセッションの瀬戸際にある」として、論説はその原因が「自家製」の特に次の2つ、すなわち政府と中央銀行によって追求された金融政策戦略と過去数年にわたって労働協約論議を支配してきた「賃金自粛のイデオロギー」にあると指摘する。前者については前年の景気上向気運の中で利子率の引き上げを行って設備投資を冷え込ませたこと、後者については、政府が組合に控え目な賃金要求を押しつけていること、賃金はその受給者もたらす生産性よりも低い程度でのみ引き上げてよいのであり、それが企業家に新規雇用の余地を与えるという「迷信」にとらわれていること。「しかし最近10年の失業の増大は、このmoderatと呼ばれる賃金政策が労働市場の危機を解消しはしないことを示している」。論説はこのように断定し、以下の主張を行っている。「だから賃金政策は今こそ新しく調整されなければならない。雇用者の対価はふたたび生産性とともに成長し、さらに物価上昇を埋め合わせるでなければならない。さらに好調の部門と経営では、雇用者を平均以上の成果に参加させ、こうしてドイツにおける購買力を維持することが可能とならなければならない」と。組合側の02年協約ラウンドへの道との交錯をこの論説に読むことができる。

下部討議を踏まえて、02年の賃上げ要求は金属・電機が6.5%、化学が5.5%、建設が4.5%、そして他の部門も6%前後となった。これに各部門に独自の要求が加わる。前期を大きく上回る要求であった。

3. 強度の労働争議をともなった協約運動

「多くの人たちにとって意外だったのは、多数の部門（金属産業、建設、小売り・卸売り、銀行、テレコム、郵便、印刷、製紙など）で起こった労働争議の規模と強度であった。その最も重要な原因は、今次の協約ラウンドで、2000年の控え目な賃金政策への協約転換の継続を是が非でも実現しようとした使用者団体の執拗な企て

であっただろう。協約による賃金・給与の引き上げを中立的な分配幅の範囲で実現する——確かにそれ以上ではなかったにせよ——のに本質的に寄与したのはストライキであった」（R. Bispinck, Tarifrunde 2002: “Gerechter Lohn” oder “Skandal”?, in: WSI Mitteilungen 7/2002, S. 370）。前出「経済・社会科学研究所の協約政策部門の責任者ビスピンクはこのように述べている。次のような指摘も見られる。「2002年協約ラウンドは久しぶりに最も労働争議集約的な（die arbeitskampftensivste）賃金・給与ラウンドに発展した。金属・電機産業、建設業、銀行業ならびに小売業での正規の労働争議、さらには他の多数の協約分野での警告ストの拡大は、今次の協約ラウンドで燃え上がった高い紛争勢力の表出である」（WSI, Tarifpolitischer Halbjahresbericht, S. 2）。金属・電機産業でのストライキは7年ぶりであった。しかもベルリン・ブランデンブルクでのそれは実に1930年以来のことであった（8%賃金カットの仲裁裁定に抗議した10月スト。延べ13万人が参加。）。また建設労働者の全国規模のストは第2次大戦後初めてであった。銀行業では8月に入ってから店舗閉鎖のストが各地で波状的に続けられている。

(a) ふたたび化学が先行妥結したが

さて2002年の協約ラウンドで最初に妥結したのはまたしても化学産業であった。化学は金属よりも2ヵ月遅れて交渉に入ったが、4月中の3回の交渉で早々に妥結した。最初の1ヵ月について85ユーロ（地区により協約の有効期限が異なる）、有効期限12ヵ月で3.3%賃上げが中心内容であるが、この新協約は2つの開放条項を認めた点でも特徴的であった。1つはクリスマス手当や高齢者扶助を任意の経営協定に委ねたこと。例えばクリスマス手当は月額給与の80%から125%の間で経営業績に依存させることになった（従来は一律95%）。いま1つは労働時間

の一層の弾力化であり、経営協定による1年以上の長期の変形労働時間が可能とされた。付言すれば協約の通貨単位は今春からすべてユーロ(Euro、1ユーロは約117円)となった。

(b) 金属・電機の場合

化学の先行妥結は前回とは異なり、他部門へのモデルとはならなかった。他部門の協約交渉が多く争議を伴ったことによってもそれは示された。以下には代表例として金属と建設の交渉経過を追うことにするが、おしなべてドイツの協約運動がどのように展開されるかを知る便宜も兼ねて、ここでは別表を借りることにする。別表は金属・電機部門の02年協約ラウンドの重要な節目の一覧であるが、先ず昨年12月に全国執行部は要求づくりの方針を下部討議にかけている。注目されるのはERAの提案である。長年の懸案になっていたものであるが、これは類似の資格をもつ労働者と職員の間の大きな給与格差(月額で100~400ユーロの格差があると言われる)を、協約による基金設定によって05年目標で是正しようとするものであり、執行部はこれを「後戻りできない取り組み」として提案した。統一要求が決定するのが1月28日。2000年協約の有効期限は2月末までであるが、統一要求のもとですでに2月上旬から相次いで地区ご

との交渉が始まることになる。表からも知られるように、金属の協約交渉は並行する地区交渉として行われ、使用者回答が提示される一定時点で交渉の中心地区が決まってくる。バーデン・ヴュルテンベルク地区がそれであるが、この地区は周知のようにドイツ自動車産業の中核である。先んじて言えば、5月15日に同地区の「パイロット妥結」とある。この地区の妥結内容が組合中央および金属連盟の承認のもとで他地区の協約当事者に賛否が問われ、同意が得られれば「パイロット妥結」は広域労働協約として確定する。地区交渉→「パイロット妥結」→広域協約が金属労組の場合の通例(フォルクス・ワーゲンが別交渉で企業内協約を結んでいる)であるが、化学や建設ではこれと異なっていた。化学ではすでに第2回交渉が中央交渉に移されており、建設では当初から中央交渉として行われた。

協約の期限満了後の1ヵ月間は団体協約法上の「平和義務」期間である。この期間が明けると同時に組合は各地で警告スト(Warnstreiks)を展開している。これには4月中旬までだけでも50万人以上が参加していた。ところで4月19日の交渉決裂を機に全国執行部はストライキに訴える方針を固める。そのための手続きが4月25日から30日にかけての直接投票(スト権集約)である。規定上は75%以上の賛成を得てスト権は確立することになる。今回の場合、組合はその投票をバーデン・ヴュルテンベルクとベルリン/ブランデンブルクの両地区で行った。ストライキを予定しての地区選定である。表に見るように結果は圧倒的に賛成であった。

ところで金属労組のストライキは自らが柔軟スト(Flexi-Streik)と呼ぶ新しい戦術として展開された。組合の説明によれば、それは今日はX、Y、Zの工場、明日は他の経営でストライキと交互に1日だけ実施され、こうして使用者を「あわてさせる」ように、またいつどの企業でストライキが行われるかは公表されない。

金属・協約ラウンド2002の経過

01.12.10	IG Metall執行部の要求勧告: 5-7%および報酬基本協定(ERA)への取り組み
02.1.28	IG Metall要求: 6.5%プラスERA取り組み
02.2.7	交渉開始: バイエレン地区
02.3.15	バーデン・ヴュルテンベルク地区で使用者第1次回答: 02.3から2%、03.3からさらに2%、その1部を経営内のERA基金へ繰り込み
02.3.28	平和義務終了。警告スト始まる
02.4.19	バーデン・ヴュルテンベルク地区で交渉決裂
02.4.25-30	直接投票:(賛成票) バーデン・ヴュルテンベルク90.04%、東ベルリン/ブランデンブルク87.2%、西ベルリン85.7%
02.5.6	柔軟ストライキ始まる
02.5.15	バーデン・ヴュルテンベルクで交渉再開。パイロット妥結
02.5.21-25	第2次直接投票:(賛成票) バーデン・ヴュルテンベルク56.53%、東ベルリン/ブランデンブルク70.98%、西ベルリン62.88%

資料出所: WSI, Tarifpolitischer Halbjahresbericht, S.12

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

金属労組がこの戦術をとったのは「社会法典第3編」第146条（ストライキ条項）の不利益を避けるという一面をもっていた。この条項は、84年の週35時間制を要求する金属労組の7週間、印刷労組（当時）の12週間のストライキへの反動として、翌85年にコール政権が行った立法措置の結果であった。当時ストに対抗して金属産業ではロックアウトが続発したが、それにはスト現場のロックアウトとストの行われていない経営でのその2つが見られた。前者が「熱いロックアウト」、後者が「冷たいロックアウト」と呼ばれるが、それまでの法制では、後者の場合の労働者には連邦雇用庁を通じて一定額の操短手当が支給されることになっていた。ストライキとロックアウトについて戦後法制は少なくとも「武器の平等」論には立って来なかったのである。第146条はこの支給を廃止した。現政権はこの規定の撤廃を公約してきたが実現していない。「柔軟スト」はこの条項にむけられた対抗手段でもあった。

ストは5月5日（日曜）夜10時からのダイムラー・クライスラーの夜勤方から始まり、5月6日の初日には20経営6万5,000人が参加した。7日には20企業以上で2万人、8日は主として中企業の33経営1万3,000人と続き、スト第2週の5月13日にはベルリン／ブランデンブルク地区にもそれは拡大した。15日までの参加者は196経営、約21万7,000人を数えた。このストライキに並行して各地で連帯行動が起こり、15日の交渉再開当日だけでもそれは8万人に達した。

5月15日、およそ1ヵ月ぶりに開かれたバーデン・ヴュルテンベルク地区の交渉が妥結に達した。(1)02年5月について120ユーロの一括払い（3、4月についてはゼロ）。(2)02年6月から03年5月まで4%、03年6月から12月までさらに3.1%の賃上げ。協約の有効期限は22ヵ月。(3)報酬基本協定（Entgeltrahmenabkommen, ERA）の合意に基づき、賃上げ分4%から0.9%、3.1%から0.5%が格差調整分として基金に繰り込ま

れる。したがって04年以降の協約改定のベースになるのは、3.1%、ついで2.6%引上げられる協約賃金である。

バーデン・ヴュルテンベルクのパイロット妥結は、ベルリン／ブランデンブルク地区で5月一括払い分の110ユーロへの引下げ、あるいはザクセンでの使用者側の抵抗などがあったが、最終的にはそれが全国協約となった。5月21日から妥結（したがってスト解除）について直接投票が行われた。25%が規約上の承認ラインであるが結果は表に見る通りである。しかしバーデン・ヴュルテンベルクでは分会によって賛成は40～80%の振幅を示したと言われる。「ポルシェの妥結としてならこの結果は落第。広域妥結としては及第」。ポルシェの事業所委員会（経営評議会）議長の感想だが上記の振幅を代弁していると言える。

組合中央は賃上げ4%を「マジック4」の達成と呼び、実質賃金増であり国内景気の活性化に寄与するものと述べた。また特にERAの妥結を「過去数十年来の最も重要な協約改革の1つ」と評価した。使用者側は引続き長い有効期限を確保した点をメリットとした。

(c) 構造的危機のもとで戦後史上初めてのスト——建設労働者

協約ラウンドの目標として建設労組（建設・農業・環境労組、IG BAU）は次のモットーを掲げた。「所得と雇用——ともに確保しよう」。

1月17日には次の具体的要求を提示した。(1)4.5%の賃上げ。(2)東西ドイツの格差解消、東の「雇用保障条項」（競争力保持のため10%までの協約賃金引下げを認める）の廃止。(3)不法就労（黒い労働）と賃金ダンピングの排除、最低賃金の引上げ。(4)労働時間、有給休暇などに関する基本労働協約の近代化。

建設業はここ10年来、循環・構造両面の危機の中にある。その象徴的事例は業界第2位と言われたフィリップ・ホルツマン社の倒産（99年

末)である。政府が倒産回避に動きひとまず再建に向かったが、今年また倒産、外資への併合が取沙汰されている。90年代中葉に140万を数えた建設業労働者は、昨年ついに100万を割り93万人になっている。東部ドイツでは96年に40万人強であった正規就労者が現在は22万人。逆に法定最賃以下での不法就労が増大傾向にある。

「現実離れも甚だしい」。組合要求を問題外とする使用者側は、2月下旬から始まった中央交渉でいきなり基本労働協約の解約を持ち出す。残業の上限の引上げと残業割増率の引下げ、土曜を平日労働とする週6日制への復帰、交通費と遠隔地勤務手当の削減などである。5月3日の第5次交渉まで使用者側は賃金回答をしないままであった。

5月8日、組合は調停を申請した。調停者はキリスト教民主同盟(CDU)の幹部政治家H・ガイスラー。調停は5月中に3回行われ、最終案として次の内容が提示された。(1)4月から5ヵ月賃上げゼロ。(2)9月から03年3月まで3%、03年4月からの12ヵ月についてさらに2.1%の賃上げ。調停は不調に終わった。

6月10日からの1週間、組合はスト権集約の直接投票に移った。結果は98.63%という破天荒の賛成であった。

6月17日、戦後史初めての全国ストが始まった。500の建設現場で8,000人、ベルリン、ハンブルク、ブレーメン、ドルトムントが拠点となった。日を追ってストを拡大する戦術が生まれ、5日目の21日には1,506現場2万800人を数えた。

6月24日、交渉が3週間ぶりに調停者のもとで再開された。背後にはさらに拡大したストがあった。24日2,463現場3万人強、25日2,837現場3万2,000人。22時間に及んだマラソン交渉のち、新協約妥結の時を迎えた。その骨子は次のようである。(1)西部ドイツでは4、5月ゼロで6、7、8の各月について75ユーロの一括払い、東部ドイツは8月まで賃上げゼロ。9月から両地域とも3.2%、03年4月からの12ヵ月に

いてさらに2.4%の賃上げ。したがって協約の有効期限は24ヵ月。(2)02年9月および03年9月からの2段階で東西の最低賃金(時間賃金)の引上げ。西9.80→10.12→10.36、東8.63→8.76→8.97(単位はユーロ)。(3)03年9月から新規に技能労働者(Fachwerker)について第2最賃を導入。西12.47ユーロ、東10.01ユーロ。(4)最賃については従来通り一般的拘束力の適用を申請する。(5)東の「雇用保障条項」は延長される。(6)基本労働協約関連では賃金グループの再編など合意。週6日労働制は組合が拒否を貫いた。

6月26日からの直接投票は89.25%の高い賛成でストの解除と協約の妥結を承認した。「ストライキはまさしくやはり紛糾した交渉状態を開き、合意の圧力をつくりだすのを助けることができる」。1新聞の建設ストについての論評であるが、同紙は特に第2最賃の導入と週6日労働制の復活拒否とに成果として注目した。因みに2000年協約の賃上げ率は2段階で2%と1.6%であった。

おわりに

「組合は2.9%の平均賃上げで、2002年に関しては数年来初めて中立的な分配幅を実質的に汲みつくすことができた。協約ラウンドの推進力は組合員と全就業者の高い期待であった」。前出の論説で、ビスピンクは上半期の各部門の平均賃上げ率を2.9%と推計し、このように評価した。控え目の賃金政策の2年の後に、それとは異なる協約ラウンドが展開されたことの積極評価と見ることができる。

さて本稿では今次の協約運動を前回のそれと対比して、その積極面に視点をすえてきたのであるが、他方で見過ごすことのできない重大事はドイツの協約制度の今後についてである。この国の協約制度が大きな転機にあることが今次の経過の中でも明白になったという点である。広域協約と各企業の収益状況との接合を今後どう計るかはその1つである。広域協約の弾力化、

対立色を強めたドイツ2002年協約運動

分化の問題がそれである。いま1つ根源的なのは、協約制度そのもの、さらにはその法的基礎への批判の底流が強まる傾向である。前述した社会法典第3編第146条(反ストライキ条項)はその先例であるが、最近では「協約遵守義務法」(Tariftreuegesetz 公契約法)の流産にもそれを見ることができる。同法は公共事業あるいは近郊運送を委託する場合に、受託者に当該部門の協約の遵守を義務づけようとするもの。連邦議会は可決したが保守党が多数の連邦参議院はこれを否決したままである(自由民主党)。広域協約廃止の要求、広域協約の経営協定に対する「優位原則」を定めた法制の撤廃要求さえ出されている。使用者団体に所属せず、協約の拘束外にとどまろうとするいわゆる「協約逃れ」の動きも拡がる状況にある。

6月13日から3日間、金属労組はライブチ

で「未来会議」を開催した。討議資料として「金属労組未来宣言草案、『攻勢2010——より良い未来のためのチャンス』(Offensive 2010 - Chancen für eine bessere Zukunft)」を提案し、来年の大会に向けて、組合の組織と運営の今後の在り方についての全面討議を開始した。草案の重要な分野として次の提案が見られる。「変化した現実から出発して、金属労組は一般的な労働協約上の最低条件と経営独自の賃率規制についての討議に取り組む」と。ひとり金属労組の問題としてでなく、今後の討議の行方が注目される(8月31日執筆了)。

(資料としては本文中に記載したもののほか、組合あるいは新聞のインターネット情報を利用した。なお全労連編『世界の労働者のたたかい』各号のドイツの項目も参照)。

(しまぎ はるや・理事・中央大学名誉教授)

憲法とは
なにが



長谷川正安著

＜新日本新書＞
本体950円 税別千240

国家が寄つて立つべき基本法が、これほど軽くあつかわれ、無視されて良いのだろうか。憲法とはそもそもなんだろう。権力の発動をチェックする原理として生まれた近代憲法の成り立ちにさかのぼり、世界史のなかで憲法の意義をとらえ直す現代人必読の書。日本の憲法成立とあり方、改憲論の問題まで、憲法のすべてを平易に語る。

憲法学の第一人者が、
世界史の大きな視点から
日本国憲法をとらえる！

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業) 新日本出版社